

# 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和5年9月8日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年9月8日(金) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 建石 良明 副委員長 辻本 馨  
委員 斧田 秀明 西田いく子  
藤井千代美 森田 忠彦  
村井 浩二 辻本 博之  
中村 直幸  
議長 山田 強
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 西本 武史  
副町長 齋藤 健吾 企画担当課長 小泉 大吾  
教育長 中道 雅夫 総務財政課長 小南 考弘  
政策総務部長 小角 孝彦 自治防災課長 辻中 一嘉  
まちづくり推進部長 村上 正規 地域整備課長 鳥取 勝憲  
健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 木下 明紀  
教育次長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第22号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について
  - (2) 認定第3号 令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (3) 認定第4号 令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (4) 認定第7号 令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について
  - (5) 議案第24号 太子町空家等対策協議会条例中改正の件

---

午前 9時30分 開 会

○建石委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、改めましておはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案といたしまして、議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についての1件、決算認定といたしまして、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、条例案といたしまして、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件の1件。以上、合わせまして5件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○建石委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よってこれより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件案件1件、決算認定案件3件、条例案件1件の計5件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○辻中自治防災課長 おはようございます。

議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について、ご説明申し上げます。

まず最初に、この度の提案理由でございますが、本町は消防力の更なる充実・強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化に向け、令和4年5月20日に富田林

市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合と大阪南消防広域化協議会を設立し、協議を行ってまいりました。

本年8月7日に行われました第5回大阪南消防広域化協議会におきまして、柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入することとする新しい組合格約（案）が承認されましたことから、地方自治法第286条第1項の規定により消防事務を共同で処理することについて富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町及び千早赤阪村と協議をするため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、柏原羽曳野藤井寺消防組合格約を変更し、大阪南消防組合格約とする案の内容についてご説明申し上げます。

大阪南消防組合格約をご覧ください。

第1条は、組合の名称を大阪南消防組合とするものでございます。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村とするものでございます。

第3条は、共同処理する事務として消防に関する事務をはじめ、組合で処理する事務を定めるものでございます。なお、太子町消防団に関する事務については、今までどおり太子町が所管することとなります。

第4条は、組合の事務所の位置を藤井寺市青山3丁目613番地の8に置くこととするものでございます。これは現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防本部の位置となります。

第5条では、議会の組織として組合議員の定数は18名とし、関係市町村の定数は富田林市3人、河内長野市3人、柏原市3人、羽曳野市3人、藤井寺市3人、太子町1人、河南町1人、及び千早赤阪村1人とするものでございます。

第6条から第9条につきましては、組合議員の選挙、任期等について定めるものでございます。

次に、第10条は、執行機関の組織として組合の管理者及び副管理者等を置くことを定め、第11条では、管理者は関係市町村の長から互選により選出するなど執行機関の選任方法を、第12条は、執行機関の任期について定めております。

第13条では、監査委員を2名置くこととし、組合議員及び見識を有する者から選任することや任期について定めております。

第14条では、組合に消防吏員その他職員を置き、第2項において、その定数は組合の条例で定めるものとしております。

第15条では、経費支弁の方法を定めるもので、組合の経費は関係市町村の負担金、補助金、手数料その他収入をもって充てることとし、負担金の負担割合は関係市町村における当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とするものとしております。

続きまして、附則の内容についてご説明いたします。

附則の第1項でこの規約は令和6年1月1日から施行するものとしており、新組織が発足することとなります。

第2項では、本則第3条の共同処理事務の開始が令和6年4月1日からとなりますので、共同処理事務については令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間は柏原市、羽曳野市、藤井寺市に係るものに限るものとしております。

第3項は、本則第15条の経費の支弁について、令和6年度分の関係市町村の経費の負担から適用し、令和5年度分の経費の負担については、なお従前の例によるものとして令和5年度と令和6年度を区別しております。

次に、第4項は、経過措置として富田林市、河内長野市、太子町、河南町及び千早赤阪村の5市町村の負担金の額は別途5市町村で締結する協定書に定める期間においては附則別表のとおりとするとしております。

第5項は、附則第4項にある協定書に定める期間が経過するまでに期間の延長及び5市町村の負担金の額について所要の措置を講ずるものとしております。

第6項は、附則第5項の期間が経過した後は、本則第15条の2項のとおり、基準財政需要額の消防費の割合による額とするものでございます。

附則別表は、附則第4項の経過措置期間の経費支弁の方法で、いわゆる2段階割となります。これは、まず1段目で8市町村の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額の5市町村の合計額を算出し、次に、2段階目でその額を平成27年度から令和2年度までの6年間の消防費決算額の平均額に応じた割合で按分するものとしております。

続きまして、議案書の参考資料にあります大阪南消防組合の経費に関する協定書についてですが、議決の案件ではございませんが、この度の組合規約（案）と関連する内容で、今後締結を予定していることからお示ししておりますので、併せてご確認をお願いします。

主な内容としましては、大阪南消防組合の経費の負担金額を富田林市、河内長野市、

太子町、河南町、千早赤阪村が規約に示す附則別表として行う期間、いわゆる２段階割とする期間について協定書の第３条におきまして令和２６年３月３１日または５市町村それぞれの累積財政効果額が達成された年度の翌年度の末日のいずれか早い日までの期日とするものなどとなっております。

以上で、大阪南消防組規約及び大阪南消防組合の経費に関する協定書の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○**建石委員長** ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○**西田委員** 思いつ切り名前が変わるじゃないですか。大阪南消防って。でも、昭和３８年を引き継ぐというのはどういうことなんでしょうか。

○**辻中自治防災課長** 本規約は、変更前の規約であります。柏原羽曳野藤井寺消防組規約を変更して新たに５市町村が加入して名称も変更するという形を取っておりますので、変更前の当初の規約の日付が残るという形になります。

○**西田委員** 参考資料の別表期間で、２０年間でこれだけの効果額がありますというて、ここに達するまでに最大２０年やけど、これ、今、効果額こんなあると思っているけど、早い日までというたら、ここまでが５年やったら５年で終わっちゃうということですね。もし５年近くで額が来てしまったら。

○**辻中自治防災課長** 財政効果額を早く達成したときという話だと思うんですけども、これはそもそもというか、元々試算の段階で２０年間でこれだけの財政効果額があると試算されている金額を経費に関する協定書の第２条のところで、太子町ですと６千３７２万６千円という数字が挙げられています。この５市町村においてそれぞれの市町村がここに書いています効果額を全て例えば５年で達成されたとしたら、２０年間はその財政効果額を損なうことがないよという配慮はつきますが、その後はその基準財政需要額の割、いわゆる２段階割をやめて１段階の経費負担にするという形になります。

○**西田委員** ２０年と思ってるんですけども、この部分では河内長野市がいろいろ言う話があるんですけども、往々にしてそういう予想は、何か思わぬことが起こって裏切られたりすることもあるんですけども、そうは言っても５年間では達成できないし、概ね２０年やろうなと思っているんです。

○辻中自治防災課長 おっしゃるとおり概ねという形になりますが、一応職員等の人件費はそのままで、財政効果額と申しますのが、はしご車の共同運用並びに3か所あります指令センターを1か所にする共同運用に関する主に効果額という形で試算しておりますので、この20年というのはいさぎよく外れているものではないかなと考えております。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議については、原案どおり可決することに決しました。

ここで、次から決算認定案件の審議に入ります。よって、西田委員は監査委員でありますので、その間監査委員として参加していただきます。札の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

(札の入替え)

○建石委員長 それでは、次に、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○小南総務財政課長 おはようございます。

それでは、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。山田財産区特別会計歳入歳出決算書の260頁をお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額450万9千740円、歳出総額287万1千617円、歳入歳出差引額は163万8千123円となっております。

それでは、歳入歳出併せてご説明させていただきます。

まず、歳出ですが、264頁、265頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額287万1千617円。

1節報酬20万4千円は、管理委員会7名分の報酬でございます。

7節報償費5万9千200円は、下請者74件分の山林下請料の徴収謝礼でございます。

10節需用費5千467円は、委員配布用財産区区画図の印刷製本費です。

11節役務費1万9千461円は、郵便料で5千890円、ため池賠償責任保険1万3千571円は、財産区管理のため池などの外周距離3千598メートルに対する保険料でございます。

18節負担金補助及び交付金257万5千848円は、NTT賃貸料下請者交付金として、NTT無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い47万1千765円、財産管理補助として、財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合への補助金160万5千800円。山田地区振興補助金42万円の内訳は、集会所改修補助金等で22万円。山田消防分団と水利組合へ、それぞれ10万円となっております。また、畑地区の財産貸付負担金として、7万8千283円支出がございました。

24節積立金は、定額預金利子7千641円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

続きまして、歳入ですが、262、263頁をお願いします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額7千641円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入としまして361万9千189円。これは、NTT無線中継所への占用道路用地貸付料、山林の下請料、関西電力及びNTTの電柱敷地貸付料、畑地区のゴルフ場への財産貸付料などでございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額88万2千910円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金現在高でございますが、268頁をお願いします。令和4年度末現在高は前年度と比較しまして7千641円増加し、3千658万547円となっております。

認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。



○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 財産区管理のため池で、私も山田に住んでいたらちらほら見かけたりするんですけど、趣味で釣りをされている方がいらっしゃると思うんです。基本的にそういう、何ていうのかな、釣りという行為は禁止ということなんでしょうか。その辺教えていただけませんか。

○小南総務財政課長 基本的に池の釣りの禁止というのは管理会とかでも明確なルールを話し合った形は過去にはないと思います。ただ、安全面を考慮しまして、あまり好ましくないのかなという形では、事務局は考えております。

○村井委員 何か明確なところがなかったら、何ていうかな、やっぱり事故というのがね、釣りするなどと言っても、そこに24時間ずっといてるわけじゃないので、やっぱり釣り禁止なり進入禁止、立入禁止という啓発、注意喚起みたいな、そんなの必要やと思いますし、また箇所によっては転落防止柵の設置とか、またその辺の点検もしていただいて、やっぱり安全面のところをしっかりと管理会のほうで話をしてもらいますようお願いしときます。

○建石委員長 質疑ございませんか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和4年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○小南総務財政課長 それでは、引き続き、私のほうから、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

春日財産区特別会計歳入歳出決算書280頁をお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は125万9千619円、歳出総額は86万4千492円。歳入歳出差引額は39万5千127円となっております。

それでは、歳入歳出続けてご説明させていただきます。

まず、歳出ですが、284、285頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額86万4千492円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

10節需要費8万9千100円は、大池のフェンス修繕に係る修繕費でございます。

11節役務費1万1千622円は、郵便料で2千520円、また、ため池賠償責任保険で9千102円は、財産区管理ため池の外周距離2千413メートルに対する保険料でございます。

12節委託料19万4千700円は、東谷池の材木伐採や草刈業務委託料です。

18節負担金補助及び交付金36万円は、9か所のため池に係る水利組合への管理補助金です。

24節積立金は、定期預金利子5千70円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

次に、歳入ですが、282、283頁をお願いします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額5千81円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入、収入済額9万3千310円は、関西電力及びN T T オプテージの電柱敷地貸付料並びに新池の堤貸付料などでございます。

続きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、1目春日財産区基金繰入金、収入済額81万円は、基金からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額35万1千228円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金現在高ですが、288頁をお願いします。

令和4年度末現在高は、昨年度と比較しまして80万4千930円となっています。

認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 春日財産区の場合、今の説明でいきますと、春日の中の大きな池のほうの管理というのが財産区のほうの業務というんですか、やられていることということで、例年大体あまり変わっていない取組でやられているというふうなことでよろしいですかね。

○小南総務財政課長 基本的には同じ形での委託になっておりますけれども、去年度、令和4年度に関しましては、東谷池のほうで木々のほうがかなり大きくなっている部分がございますので、そちらのほう、今回委託料のほうで材木伐採業務委託料として町が直接、ふだんの管理以上のものがかかるということなので事業者様のほうに委託させていただいて、木のほうを倒していただいたような形の業務を行っていただきました。

○斧田委員 ありがとうございます。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和4年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○木下環境農林課長 おはようございます。

それでは、下水道事業会計の決算についてご報告申し上げます。

03\_07\_00 令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定について、全編のほうをお願いいたします。

認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

水道事業会計決算書の10頁をお願いいたします。

まず初めに、令和4年度における下水道事業の概況につきまして、ご報告申し上げます。

(1) 総括事項ですが、本町の下水道事業は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和4年度末の認可区域面積は254ヘクタールで、供用開始区域面積は、昨年度から1ヘクタール増えまして244ヘクタール、下水道処理区域内人口普及率は93.6%となっております。

(2) 業務状況ですが、処理区域内人口は1万2千101人、水洗化人口は1万1千14人で、前年度に比べ、38人減少し、有収水量は98万2千634立方メートルで、前年度に比べ、3万2千227立方メートル減少しました。

(3) 建設改良事業ですが、ストックマネジメント計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、太陽ヶ丘・善秀寺川・東条マンホールポンプ場の制御盤、自動通報装置、水位計の更新工事を行いました。また、磯長台地区や葉室地区などの管渠の調査、1千739メートル、点検879メートルを行いました。

12頁をお願いいたします。

(8) 経営指標に関する事項ですが、令和4年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、下水道使用料収益の減少等により、前年度比0.53ポイント減の98.78%となり、健全経営の水準とされる100%を下回っています。また、下水道使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比3.69ポイント増の89.96%となったものの、事業に必要な費用を下水道使用料収益で賄えている状況とされる100%を下回っています。

次に、財政面につきまして、ご説明を申し上げます。

1頁、2頁をお願いいたします。

令和4年度太子町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は、予算額3億1千700万1千円に対し、決算額は3億284万393円でございます。

支出の第1款下水道事業費用は、予算額3億1千618万2千円に対し、決算額は3億201万8千422円で、不用額は1千508万9千258円となりました。

次に、3頁、4頁をお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、予算額1億4千350万1千円に対し、決算額は1億3千650万8千121円でございます。

支出の第1款資本的支出は、予算額2億3千273万9千円に対し、決算額は2億3千131万1千38円となりました。不足いたします額9千480万2千917円につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5頁をお願いいたします。

損益計算書でございます。この計算書は、下水道事業の経営成績を表したものでございます。

1の営業収益1億2千671万7千480円に対しまして、2の営業費用は2億6千440万6千794円となり、営業損失は1億3千768万9千314円となりました。

この営業損失に3の営業外収益1億5千992万1千904円を加え、4の営業外費用2千557万3千905円を差し引きいたしますと、経常損失が354万1千315円となりました。

この経常損失に、5の特別利益321万8千138円と6の特別損失5万4千728円を差し引きした結果、当年度純損失が37万7千905円となっております。

この当年度純損失に、前年度繰越欠損金37万1千863円を加算しました額74万9千768円が、当年度未処理欠損金となりました。

次に、決算附属説明資料について説明させていただきます。

最後の頁になります。

有収水量は98万2千634立方メートルで、前年に比べ、約3.2%減の水量となりました。

一般会計繰入金は1億2千202万6千621円となり、前年度比で、1千10万769円減少しているものの、6千869万621円の基準外繰入れを頂戴している状況

でございます。

企業債償還金は、令和2年度をピークに減少に転じております。

企業債残高につきましては、令和4年度末で、14億8千795万円で、前年度より約1億3千534万円の減少となっております。

以上、認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定についてにつきましては、説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今説明していただいた経営指標のところでの有収水量とかが減ってきているとかいうふうなことについては、やはり今の人口減少であったりとか高齢化によって家庭での、あくまでもこれ、水道の使用料に反映しているものだと思うんですけど、そういうふうな影響が出ているということなんでしょうか。

○木下環境農林課長 有収水量についてのご質問でございますが、委員おっしゃられるように、人口の減少とともに減ってございます。人口減少は毎年減っているのはご承知のところかと思えますけれども、1人当たりの水量でいきますと、令和2年度、令和3年度につきましては、恐らくコロナの影響と思われませんが、一時的に有収水量が増えてございます。ただ、もう令和4年度につきましては、コロナ以前のような水量に戻っておりますので、人口減と併せまして、あとは節水型の機器の普及というところも大きな要因かなと考えてございます。

○斧田委員 結構です。ありがとうございます。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和4年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

ここで、決算認定案件の審議が終了いたしましたので、西田監査委員は総務まちづくり常任委員として参加していただきます。札の入替えを行いますので、しばらくお待ちいただきます。

(札の入替え)

○建石委員長 次に、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○鳥取地域整備課長 おはようございます。

それでは、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件について、説明させていただきます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が国において令和5年6月に交付され、空家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却等に総合的に取り組むことが新たに盛り込まれました。それに伴い、太子町空家等対策協議会条例について条例に規定されている当該法の引用条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について説明します。

議案の3頁目、新旧対照表をご確認願います。

太子町空家等対策協議会条例第1条中の第7条を第8条に、第2条中の第6条を第7条にそれぞれ改めるものでございます。

恐れ入りますが、1頁戻っていただき、附則でございます。

この条例は、公布の日より施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件についてご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○建石委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 条例に表れているのはそういう号ずれとかだけなんですけど、上位法令が変わったことで住民さんに影響が出ていることとかありますか。

○鳥取地域整備課長 今回法律が改正することで、先ほど申しましたように、空家の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却等という3本柱が大きく加わったということですが、住民さんに一番直結するところとしては特定空家の除却というところで、いわゆる特定空家という形で今までは規定されておりましたが、その前段階、放置すれば特定空家になるおそれがある空家に対して特定空家を未然に防止する管理ということで、一旦特定空家になる前の段階でもそれを認定することができるよというふうなことが設けられてございます。それが指定されますと、今まで固定資産税が6分の1に減額されていた住宅の特例が解除されて、単純に言うと6倍になるというようなことが盛り込まれております。

○西田委員 そういうことを空家の所有者の方に伝えて、こういう法、変わったから置いていたら大変なことになるよというのを伝えていくんですか。そういう。役場として働きかけをするんですか。

○鳥取地域整備課長 昨日の決算委員会でも申し上げましたが、一応うちの把握している109軒の空家の方々には年に何回かセミナーの案内とか送っております。その段階で、こういう法律も変わるということをお示ししていければなというふうに考えてはおります。

○建石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○建石委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第24号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建石委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、太子町空家等対策協議会条例中改正の件は、原案どおり可決



することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時16分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 建 石 良 明